

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり、株式会社みずほ銀行が借入人を実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワークに対する第三者意見を公表します。

株式会社みずほ銀行

サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク

レビュー

<サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性確認結果>

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ローン原則等に適合する。

評価対象

株式会社みずほ銀行
サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク PRO

要約

本第三者意見は、株式会社みずほ銀行が借入人を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」¹及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²（総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、みずほ銀行のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポーティング、検証について確認を行った。

みずほグループ（以下、〈みずほ〉）は、傘下にみずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社等を擁する株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、みずほ FG）を最終親会社とする大手総合金融グループで、2025 年 3 月期末のグループ連結総資産は 283 兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。その中で、みずほ銀行は〈みずほ〉における銀行子会社であり、国内最大級の顧客基盤、国内外の拠点ネットワークを有する日本のリーディングバンクの一つである。

〈みずほ〉は、2023 年 4 月にスタートした 3 ヶ年の中期経営計画において、将来にありたい世界として「個人の幸福な生活」とそれを支える「サステナブルな社会・経済」の実現を掲げ、サステナビリティの実現に向けた取り組みを強化している。また、様々なステークホルダーの価値創造に配慮

¹ Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Sustainability-Linked Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

した経営と、〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を目指し、6つのマテリアリティを設定しており、その1つとして「環境・社会」を定め、顧客とともに環境の保全をはじめとする社会全体の持続的な発展の実現を重視している。その上で、サステナビリティの実現に向けた取り組みにおいては、ファイナンス等のサービス提供や顧客との建設的な対話（エンゲージメント）を起点とした多面的なサポートを通じて、顧客の企業価値向上や社会課題解決に貢献していく方針である。

サステナビリティ推進体制について、〈みずほ〉は、サステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として認識し、グループ CEO の直轄であるサステナビリティ推進委員会を中心として、グループ全体のサステナビリティ推進、方針策定及びガバナンス体制の構築等について協議を行うとともに、グループ全体の取り組みを一元的に管理している。グループの中核事業会社であるみずほ銀行では、〈みずほ〉のサステナビリティ推進委員会やサステナビリティ推進に係る専門部署と連携をとることにより、グループの方針と整合的な形で取り組みを進めている。

JCR は、みずほ銀行が 2025 年 4 月に策定した本フレームワークについて、SLLP 等への適合性について確認を行った。その結果、JCR は、本フレームワークが SLLP 等へ適合している旨の第三者意見書を 2025 年 4 月に公表している。

みずほ銀行は、今般、本フレームワークの KPI/SPT のうち KPI6/SPT6～KPI10/SPT10 を追加している。

<本フレームワークで定めた KPI>

KPI1	CDP 気候変動	2025 年 4 月 設定済
KPI2	SBT	
KPI3	中小企業版 SBT	
KPI4	RE100	
KPI5	再エネ 100 宣言 RE Action	
KPI6	えるばし/プラチナえるばし	今回追加
KPI7	なでしこ/Next なでしこ 共働き・共育で支援企業銘柄	
KPI8	くるみん/プラチナくるみん	
KPI9	健康経営優良法人 ホワイト 500/ブライツ 500/ネクストブライツ 1000 ※対象は「中堅・中小企業」に限定。	
KPI10	Scope1+2 排出削減量 ※対象は「中堅・中小企業」に限定。	

みずほ銀行は、本フレームワークで SPT を設定しており、各々の SPT に関して詳細な定義をフレームワークや社内ルールとして定めている。JCR は、各 SPT の野心度について、日本・地域の過年度実績、国際イニシアティブの基準等と参照した結果、いずれの SPT の設定も野心的であると評価している。以下の SPT を設定している。

なお、各 SPT の詳細については、借入に応じて設定が異なること、みずほ銀行独自の基準で設定をしていること等から、本意見書においては開示しない。

みずほ銀行は、個別の SLL 組成に際し、借入人の特性、重要課題等を勘案し、あらかじめ定めた SPT の中から当該借入人において野心的と考えられる設定を行うこととしている。みずほ銀行は個別の SLL 実行時に、各 KPI と SPT を原則開示予定である。

JCR が野心度を確認するために使用したベンチマークは以下の通りである。

	各 SPT の概要	野心度を確認するためのベンチマーク
SPT1	CDP 気候変動	CDP 気候変動の評価基準、実績
SPT2	SBT	SBT の認定実績
SPT3	中小企業版 SBT	中小企業版 SBT の認定実績
SPT4	RE100	RE100 の認定実績
SPT5	再エネ 100 宣言 RE Action	再エネ 100 宣言 RE Action の実績
SPT6	えるぼし/プラチナえるぼし	えるぼし認定等の実績
SPT7	なでしこ/Next なでしこ共働き・共育て支援企業銘柄	なでしこ認定等の実績
SPT8	くるみん/プラチナくるみん	くるみん認定用の実績
SPT9	健康経営優良法人 ホワイト 500/ブライツ 500/ネクストブライツ 1000	健康経営優良法人等の実績
SPT10	Scope1+2 排出削減量	日本政府の目標

みずほ銀行では、本フレームワークに定める KPI の選定に際して、現場の営業部店とプロダクトを所管する部署とが適切に連携しながら、借入人との対話のなかで、KPI/SPT の設定を行う予定である。

本フレームワークに定める各 KPI について、いずれも、みずほ銀行の借入人にとって、事業戦略上の重要性が高く有意義であることを JCR は確認した。

各 SPT について、グローバル・日本における社会課題感、日本政府の目標水準、企業のパフォーマンスや実績等を踏まえ、いずれも野心的な設定がなされていると JCR は評価している。

融資条件におけるインセンティブ内容については、事前に設定された SPT が達成されるか否かに応じて、金利等が変化すると定められていること、融資実行から完済まで年 1 回以上 SPT の達成状況の確認を行うことを JCR は確認した。

SPT の実績については、検証（又は検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、JCR は、改訂された本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見は、みずほ銀行が策定する本フレームワークに対して、SLLP 等への適合性を確認したものである。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、みずほ銀行が 2025 年 4 月に策定し、2025 年 10 月に更新した本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。(ただし、2025 年 4 月に設定済の KPI/SPT については、基本的に 2025 年 4 月の意見を再掲している。)

1. みずほフィナンシャルグループ・みずほ銀行のサステナビリティ戦略
2. KPI の選定
3. SPT の測定
4. 借入金の特性
5. レポーティング・検証
6. SLLP 等への適合性に係る結論

III. SLLP 等への適合性について

1. みずほフィナンシャルグループ・みずほ銀行のサステナビリティ戦略

(1) 企業概要

みずほグループ（以下、〈みずほ〉）は、傘下に株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社等を擁する株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、みずほ FG）を最終親会社とする大手総合金融グループで、2025 年 3 月期末のグループ連結総資産は 283 兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。みずほ銀行は〈みずほ〉における銀行子会社であり、国内最大級の顧客基盤、国内外の拠点ネットワークを有する日本のリーディングバンクの一つである。

(2) みずほ銀行のサステナビリティ戦略

〈みずほ〉は、2023 年 4 月にスタートした 3 ヶ年の中期経営計画において、将来にありたい世界として「個人の幸福な生活」とそれを支える「サステナブルな社会・経済」の実現を掲げ、サステナビリティの実現に向けた取り組みを強化している。サステナビリティを経営戦略と一体的に捉え、ポジティブなインパクトの拡大とネガティブなインパクトの低減の両面から取り組み、SDGs 達成に貢献していくことをめざしている。

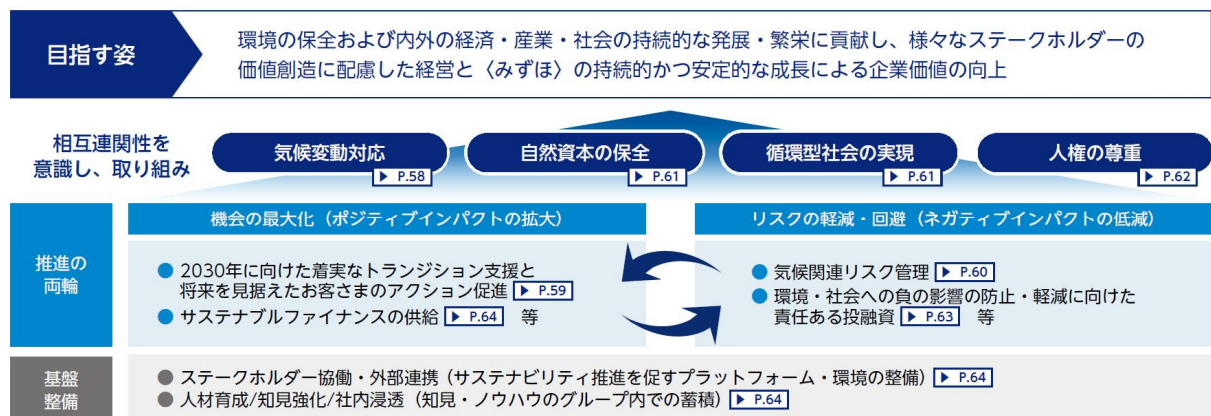
〈みずほ〉は、環境の保全及び内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献し、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営と〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を目指し、6 つのマテリアリティを設定している。マテリアリティの 1 つとして「環境・社会」を定め、顧客とともに環境の保全をはじめとする社会の持続的な発展を実現することを重視している。

マテリアリティ（目指す姿・状態）		マテリアリティ選定理由（〈みずほ〉にとってのリスクと機会）
幸福な生活 個人	少子高齢化と健康・長寿 人生100年時代の一人ひとりに応じた安心・安全・便利	- 少子高齢化等の社会の変化は、〈みずほ〉の事業基盤である個人のお客さま層の変化でもあり、事業基盤を棄損するリスク。 - 一方で、個人資産形成・運用・承継や利便性追求を通じて、<u>社会課題解決と事業基盤拡大を通じた〈みずほ〉の企業価値向上の機会</u>となる。
	産業発展とイノベーション 産業・事業の発展を支え、グローバルに新たな価値を創造	- 産業・事業構造転換等への対応の遅れは、〈みずほ〉の事業基盤である法人のお客さまや社会の持続可能性を棄損するリスク。 - 変化を先取りし、お客さまや社会の持続的な発展に貢献することで、<u>社会課題解決と変わりゆく競争環境のなかでの優位性発揮の機会</u>となる。
	健全な経済成長 環境変化に対応する金融インフラ機能の発揮を通じた経済発展への貢献	- 経済や金融市場の環境変化は、〈みずほ〉の事業活動に影響を及ぼす。 - 健全な経済成長に貢献し、そのなかで役割を発揮することで、〈みずほ〉にとって直接的な事業機会拡大と間接的には事業環境の安定となり得る。
	環境・社会 お客さまとともに環境の保全をはじめとする社会の持続的な発展を実現	〈みずほ〉の事業活動の根本的な土台である経済や環境を含む社会がサステナブルであることが、〈みずほ〉の持続可能性の大前提。 - 一方で、環境・社会の<u>サステナビリティ実現に向けた支援は、〈みずほ〉の事業機会そのもの</u>にもなり得る。
経営基盤	人材 自律的な企業文化のもと多様な社員が活躍し、お客さま・社会とともに成長	- 人材が確保できないことは、〈みずほ〉の事業継続へのリスク。 - 会社と社員がともに自律的な企業風土を醸成し、多様な人材が活躍することが、<u>社会価値創出と〈みずほ〉の企業価値向上の機会</u>となる。
	ガバナンス お客さま・社会に貢献するための強固な企業統治と安定的な業務運営	- ガバナンス不全による行政処分や社会的信用失墜は、〈みずほ〉の存続、事業継続、戦略遂行に対するリスク。 - 一方で、ガバナンスに裏打ちされた安定的な業務運営は、<u>成長戦略とそれを支える経営基盤、〈みずほ〉のすべての土台を支える。</u>

図表 1：〈みずほ〉の掲げるマテリアリティ³

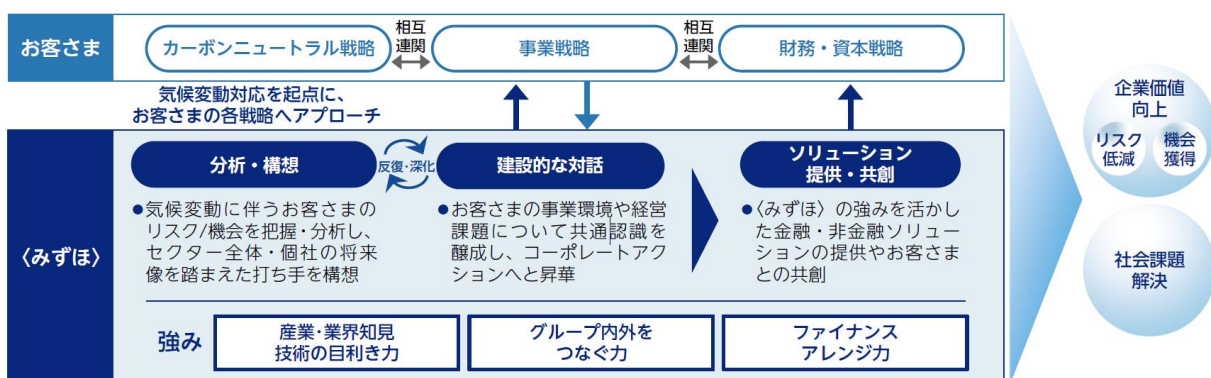
³ みずほ FG 「統合報告書 2024」
<https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/disclosure/archive/index.html>

また、〈みずほ〉は、社会の持続的な発展を実現するためには、気候変動対応、自然資本の保全、循環型社会の実現、人権の尊重といった環境・社会課題が相互に関連していることを認識し、これらの相互関連性を意識した取り組みが必要であると考えている。その上で、かかる取り組みを通じて、環境の保全及び内外の経済・産業・社会の持続的な発展・反映に貢献していくことを標榜している。



図表 2：〈みずほ〉のサステナビリティの取り組みの全体感⁴

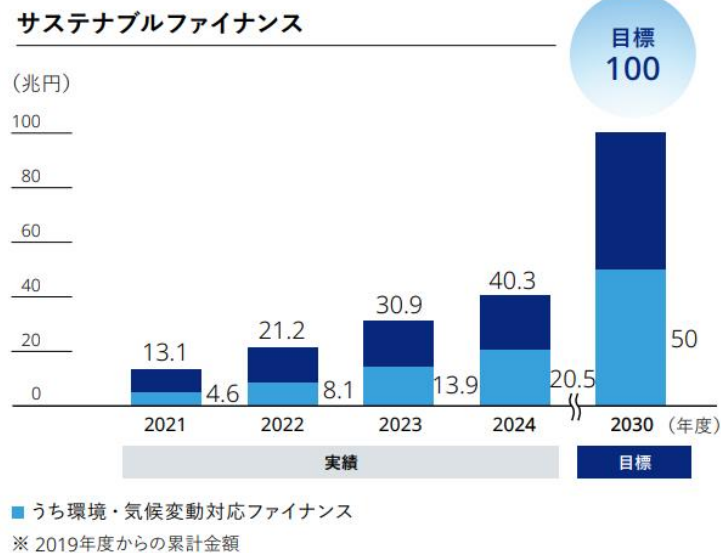
〈みずほ〉は金融グループとして、ファイナンス等のサービス提供や顧客との建設的な対話（エンゲージメント）を起点として、顧客の SDGs/ESG への取り組みを多面的にサポートすることを重視している。一例として、気候変動への対応では、顧客企業のカーボンニュートラル戦略、事業戦略、財務・資本戦略に対して、「分析・構想」、「建設的な対話」、「ソリューション提供・共創」によりアプローチを行うことで、顧客企業の価値向上や社会課題解決に貢献していく方針である。



図表 3：〈みずほ〉の顧客とのエンゲージメントの全体感⁵

〈みずほ〉は金融仲介機能を発揮し、環境・社会課題解決に向けた資金の流れを作り出していくため、2019 年度－2030 年度累計でのサステナブルファイナンス目標を 100 兆円、そのうち環境・気候変動対応ファイナンス目標を 50 兆円に設定しており、グリーン・トランジション資金や テクノロジー実用化を支援するリスクマネーを積極的に供給する方針である。

⁴ みずほ FG 「気候・自然関連レポート 2024」
https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate_nature_browsing_2024.pdf
⁵ みずほ FG 「統合報告書 2024」
<https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/disclosure/archive/index.html>



図表 4：〈みずほ〉のサステナブルファイナンスに係る目標・実績⁶

〈みずほ〉は、サステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として認識し、グループ CEO の直轄であるサステナビリティ推進委員会を中心として、グループ全体のサステナビリティ推進、方針策定及びガバナンス体制の構築等について協議を行うとともに、グループ全体の取り組みを一元的に管理している。グループの中核事業会社であるみずほ銀行においては、〈みずほ〉のサステナビリティ推進委員会やサステナビリティ推進に係る専門部署と連携をとることにより、グループの方針と整合的な形で取り組みを進めている。



図表 5：〈みずほ〉のサステナビリティに係るガバナンス体制⁷

⁶ みずほ FG 「統合報告書 2025」

<https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/disclosure/index.html>

⁷ みずほ FG ホームページ サステナビリティ推進体制

<https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/mizuhosustainability/management/system/index.html>

(3) みずほ銀行における本フレームワークの位置づけ

■本フレームワーク作成の目的

みずほ銀行は、サステナビリティへの取り組みは大企業のみならず中堅・中小企業の顧客にとっても重要な経営課題であることから、顧客が事業構造改革・成長戦略において抱える課題やニーズをエンゲージメントにより深く理解し、サステナビリティ戦略の立案や推進を支援することが必要と考えている。

本商品は、顧客企業のサステナビリティ推進の取り組みを支援すべく、みずほ銀行がフレームワークを策定し、エンゲージメントを通じた KPI 選定や SPT 測定の検討に係るアドバイスの実施とその評価を行う取り組みである。また、持続可能な社会・開発の実現に向け、ポジティブなインパクトを創出することも企図されており、KPI 選定・SPT 測定は、日本の「SDGs 実施指針」の5つの重点事項や成長戦略実行計画、そして〈みずほ〉のマテリアリティとその取り組みに資するものに厳選する方針が示されている。

なお、サステナビリティリンクローン（SLL）は、借入人である顧客企業等のサステナビリティ経営の高度化をコーポレートファイナンスと結びつけた枠組みである。間接金融比率が高い日本において、かかる枠組みは、サステナビリティ推進に資する企業等の事業活動への民間資金の導入の有効なツールになりうるとみずほ銀行は考えている。加えて、幅広い顧客基盤を持つみずほ銀行が、借入人に対する SLL の普及への取り組みを推進することで、持続可能な社会の形成に向けて果たし得る役割は大きいと同行は考えている。

■本フレームワークに基づくファイナンスの対象となる顧客層

本商品の対象とする顧客層について、みずほ銀行では、中堅・中小企業等を主たる対象として想定している。

2. KPI の選定

(1) 評価の観点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、借入人のビジネス全体にとって関連性がある中核的で重要なものであること、借入人の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること等について確認を行う。

(2) KPI の選定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのKPIは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

みずほ銀行は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

KPI1	CDP 気候変動	2025 年 4 月 設定済
KPI2	SBT	
KPI3	中小企業版 SBT	
KPI4	RE100	
KPI5	再エネ 100 宣言 RE Action	
KPI6	えるぼし/プラチナえるぼし ※「日本国内を主たる事業範囲」の企業に限定。	今回追加
KPI7	なでしこ/Next なでしこ 共働き・共育て支援企業銘柄 ※「日本国内を主たる事業範囲」の企業に限定。	
KPI8	くるみん/プラチナくるみん ※「日本国内を主たる事業範囲」の企業に限定。	
KPI9	健康経営優良法人 ホワイト 500/ブライト 500/ネクストブライト 1000 ※「日本国内を主たる事業範囲」の企業に限定。 ※「中堅・中小企業」に限定。	
KPI10	Scope1+2 CO ₂ 排出削減量 ※「日本国内を主たる事業範囲」の企業に限定。 ※「中堅・中小企業」に限定。	

なお、KPI6・KPI7・KPI8・KPI9・KPI10 については「日本国内を主たる事業範囲の企業」に限定して適用され、KPI9・KPI10 については「中堅・中小企業」に限定される。

■「中堅・中小企業の定義」

1) 企業規模

1-1) 中小企業基本法の定義を満たす中小企業者

1-2) 中堅企業（売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金：10 億円以下のいずれかを満たす）

2) プライム市場上場企業（および、その連結子会社）は原則として除く

図表 6：本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義

みずほ銀行では、本フレームワークに定める KPI を選定するに際して、マテリアリティの設定の有無を始めとして、借入人がサステナビリティ推進に係る取り組みを着実に進めるに足るだけの戦略・方針の有無を確認する枠組みが構築されている。その上で、みずほ銀行の営業部店は、プロダクトを所管する部署と適切に連携しながら、借入人との対話のなかで、KPI・SPT の設定を行う。また、みずほ銀行は、KPI・SPT の設定を判断する際に、必要に応じ日本格付研究所に対して相談を実施する方針である。

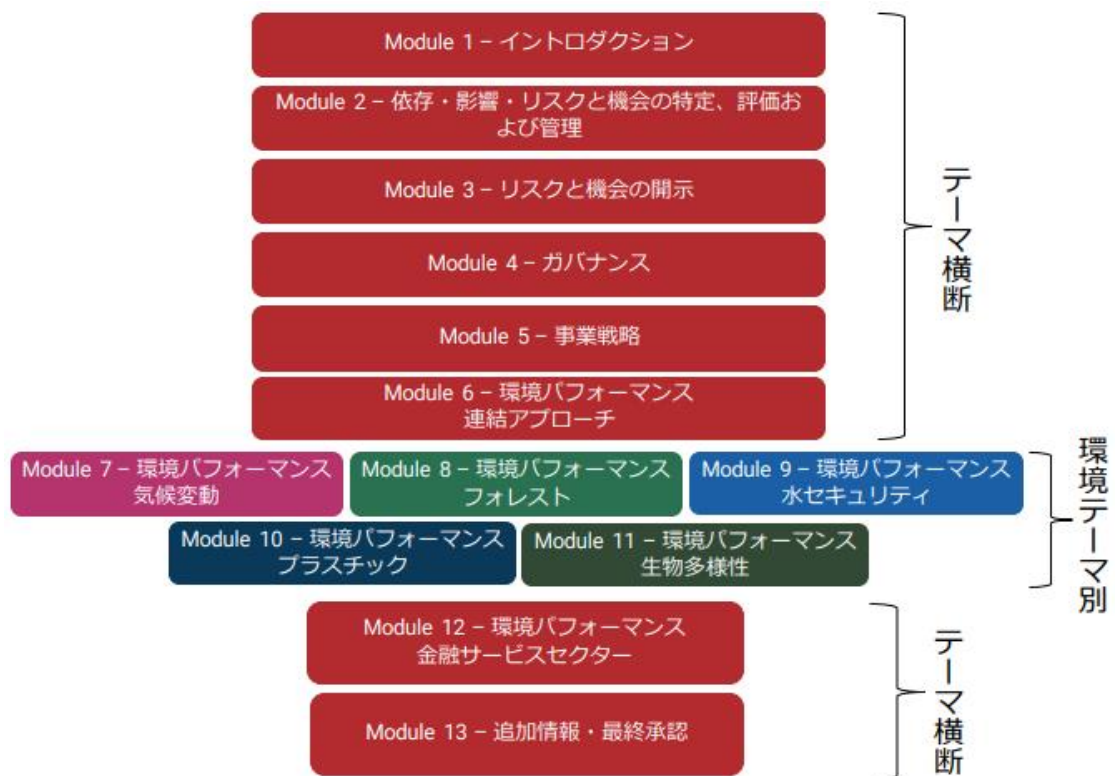
■KPI1：CDP 気候変動 ※2025 年 4 月 18 日の意見を再掲

本フレームワークで KPI として設定された CDP 気候変動は、気候変動報告・情報開示の仕組みであり、2000 年にロンドンで設立された非営利団体である CDP によって運営されている。CDP は、CDP 気候変動において企業等が環境影響を開示し温室効果ガス（GHG）を削減する取り組み等を推進している。

<CDP 気候変動の概要>

2024 年時点で 700 以上の金融機関（キャピタルマーケット署名機関）が CDP を通じて環境に伴うリスクと影響を開示するよう企業に要請している⁸。一方、2024 年も過去最多の情報開示数を記録し、CDP は 22,000 社を超える企業にスコアを付与している⁹。以上より、CDP は世界最大の環境データベースを有し、CDP 気候変動スコアは気候変動報告・情報開示の仕組みのグローバルスタンダードであると言える。

CDP 気候変動スコアの質問書の構成は、以下に示す通り、ガバナンス、リスク・機会、事業戦略、目標と実績、排出量等多くの項目を網羅的にカバーしており、TCFD の要件とも整合している。その上で、CDP 気候変動スコアの維持・向上に取り組むことにより、借入人による GHG 排出量の削減が進むことが期待され、環境改善効果を有する取り組みと考えられる。



図表 7：CDP2024 コーポレート完全版 質問書の構造（含む CDP 気候変動スコア）¹⁰

⁸ CDP ウェブサイト CDP キャピタルマーケット署名機関 (<https://www.cdp.net/ja/capital-markets-signatories>)

⁹ CDP ウェブサイト CDP スコアと A リスト (<https://www.cdp.net/ja/data/scores>)

¹⁰ CDP ウェブサイト CDP2024 コーポレート質問書概要（2024 年 4 月 | <https://www.cdp.net/ja/disclose/question-bank>）

<借入人・企業における CDP 気候変動への取り組みの重要性>

気候変動の影響を緩和する観点から、気候変動の原因である GHG の排出削減が求められているが、中でも企業における排出削減の取り組みが重要である。実際、世界全体では、2023 年の GHG 排出量に占める企業活動に由来する排出量の比率は 77%を占める¹¹。また、日本においても、2021 年の GHG 排出量において、エネルギー起源の企業活動由来の排出量の比率は 9 割超¹²に達しており、GHG 排出の大宗を占める企業部門における排出削減の動向が、2050 年のカーボンニュートラルの実現可否に対して大きな影響を及ぼし得る。

かかる状況下、企業の気候変動対策の取り組みに対する社会的な要請も強まっている。例えば、情報開示の観点では、日本においては 2021 年のコーポレート・ガバナンスコードの改訂に伴い、東京証券取引所のプライム市場に上場する企業において TCFD 提言に沿った情報開示が実質的に義務化された他、上場企業全体としても気候変動に係る情報開示の整備が進んでいる。また、CDP 気候変動への対応についても年々広がりを見せており、2024 年度の CDP 気候変動に対する回答数に関して、日本企業においてはプライム上場企業の 70%以上を含む 2,100 社以上が回答しており、上場企業を中心とする幅広い日本企業に対して気候変動の情報開示に係る取り組みが浸透してきていると推察される。

<みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

各企業の事業活動に対して、ファイナンス等を通じて間接的に関与する銀行業においても、脱炭素に向けた取り組みは重要である。銀行業の業界団体である全銀協では、銀行界のミッションとして「社会経済全体の 2050 年カーボンニュートラル／ネットゼロへの『公正な移行』を支え、実現する」を掲げ、それに向けて、(1)金融・社会インフラとしての役割発揮、(2)産業界との連携、(3)政府・関係省庁への提言、(4)国際的な議論への参画を基本方針とした上で、各銀行の取り組みを後押し・推進している¹³。このように、脱炭素の推進に向けた取り組みの必要性は、銀行業における共通認識として捉えられている。

その中で、みずほ銀行を始めとする〈みずほ〉においても、自らの GHG 排出の削減（Scope1・2）はもとより投融资を通じた排出（Scope3）の削減が推進されており、各業界・各企業に対して 2030 年時点の中間目標の設定及び 2050 年時点での排出量ネットゼロに向けたエンゲージメントや支援を進められている。2030 年に向けては、企業・借入人における将来の産業構造転換を見据えた事業ポートフォリオ見直し、サプライチェーン転換、及び次世代技術の社会実装に向けた取り組み等に対して、みずほ銀行を中心に〈みずほ〉全体で課題認識、戦略の立案・具現化・事業化、及びファイナンスといった金融・非金融の両面からの一貫した支援を提供している。本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し一定水準以上の CDP 気候変動スコアの獲得・維持が促されるとともに、借入人による Scope1・2・3 の GHG 排出削減といった環境改善効果が生まれることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す脱炭素に関する方向性に沿ったものであり、同行の事業戦略において重要性である。

¹¹ UNEP「Emissions Gap Report 2024」において、GHG 排出量の内訳のうち、「Energy」及び「Process」に係る項目を積算し算出

¹² 国立環境研究所 地球環境研究センター「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年」において、GHG 排出量の内訳のうち、「エネルギー」及び「工業プロセス及び製品の使用」に係る項目を積算し算出

¹³ 全国銀行協会「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ 2024」を参照

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI は、上述の通り、非営利団体である CDP によって運営されており、TCFD の要件とも整合していることから、世界における気候変動報告・情報開示のグローバルスタンダードであると言える。従って、本 KPI は、信頼性における独立した外部団体によって運営されており、一貫した方法論に基づく評価・測定が期待される。

以上より、本 KPI は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

■KPI2：SBT

■KPI3：中小企業版 SBT

■KPI10：Scope1+2 CO₂ 排出削減量

SBT は「Science-based Targets」の頭文字を取った略称であり、「科学的根拠に基づく目標」と日本では呼ばれている。SBTi は、企業に対し「科学的根拠」に基づく「GHG 削減目標」を立てることを求めるイニシアティブであり、CDP、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）、国連グローバル・コンパクト（UNGC）によって 2014 年に設立され、現在も 4 団体が事務局を務めている。なお、SBT では、大企業向けの通常 SBT に加えて、中小企業版 SBT が設計されている。

みずほ銀行は、KPI2・KPI3 として通常 SBT と中小企業版 SBT の認定取得を設定している。また、みずほ銀行は、KPI10 として Scope1+2CO₂ 排出削減量を設定している。KPI10 は、中堅・中小企業であり、かつ「日本国内を主たる事業範囲の企業」に限定して適用される。

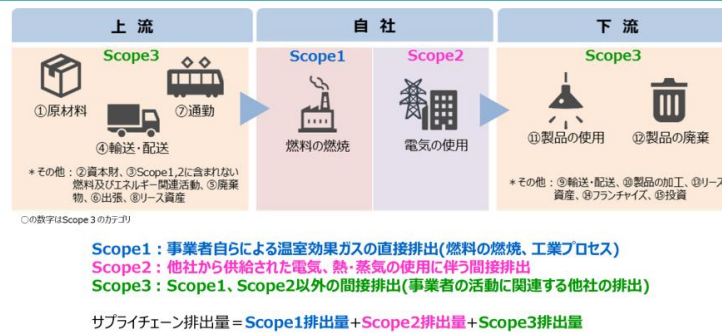
<借入人・企業における気候変動の取り組み・GHG 削減の重要性>

気候変動に関する社会全体の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定において、GHG 排出削減の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分に低く保つとともに（well-below 2°C 目標）、1.5°C に抑える努力を追求すること（1.5°C 目標）」等が目的として掲げられている。その上で、当該目的の達成に向けて努力を継続すること、長期的には、今世紀後半での人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されている。日本政府は、これまで 2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標及び 2030 年度に 2013 年度比で 46%削減の中間目標を掲げてきたが、2025 年 2 月に 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）することを目指す目標を新たに掲げている。

これらの情勢を受けて、GHG・CO₂削減に取り組む企業が年々増加している。特にグローバルで事業を営む大企業は、自社領域（Scope1・2）における GHG・CO₂削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）で排出される GHG・CO₂削減も推進している。大企業やグローバル企業にとっての Scope3 は、その取引先の企業（中堅・中小企業を含む）にとっての Scope1・2 に相当することから、一部の大企業に留まらず、企業全体として GHG・CO₂削減に取り組むことの重要性は高まってきている。

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、**中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）**。



【トヨタ自動車】 数百社の仕入先に対し、2021年のCO2削減目標として前年比3%削減を要請。
 【Apple】 サプライヤーに対して、再生エネルギーの使用することを要請。要請に応えられない場合は取引を終了する可能性も。
 【イオン】 モール館内の警備・清掃等に関わる従業員、モール運営に携わるサプライヤー、出店しているすべての専門店に対して、環境教育を実施するとともに、排出削減につながる行動を要請。

図表 8：サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）¹⁴

<SBT・中小企業版 SBT の概要>

パリ協定において求められる水準と整合した科学的な GHG 排出削減目標として、SBT (Science Based Targets) が国際的に認知されている。企業は、SBT 認定を取得することによって、投資家、顧客、サプライヤー、社員等のステークホルダーに対して、パリ協定に整合する持続可能な取り組みを行う企業であることを示すことができる。

SBT において、大企業向けの通常 SBT に加えて、中小企業向け SBT が設計されており、その概要は下表の通りである。

項目		(通常) SBT	中小企業版 SBT
対象	特に無し		< 必須要件 > ・ Scope1 と Scope2 (ロケーション基準) の総排出量が 10,000 tCO₂ 未満 ・ 海運船舶を所有又は支配していない ・ 再生エネルギー以外の発電資産を所有又は支配していない ・ 金融機関セクター又は石油・ガスセクターに分類されていない ・ 親会社の事業が通常版の SBT に該当しないこと < 追加要件 > 上記に加え次のうち 3 つ以上に該当 ・ 従業員数 250 人未満 ・ 売上高 5,000 万ユーロ未満 ・ 総資産 2,500 万ユーロ未満 ・ FLAG セクター¹⁵に分類されない
		目標年	2030 年

¹⁴ 中小企業のカーボンニュートラルに向けた支援機関ネットワーク会議 「資料3 環境省による施策説明等」を参照
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/03.pdf

¹⁵ FLAG とは Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野のことを指す。FLAG は世界の GHG 排出量の約 1/4 (22%) を占めており、SBTi (Science Based Target initiative) は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表。

削減対象範囲	Scope1・2・3 排出量 ※但し、Scope3 が Scope1～3 の合計の 40% を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要は無し	Scope1・2 排出量
目標レベル	下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減 (1.5°C) ■Scope3 少なくとも年 2.5%削減 (Well-below 2°C)	■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減 (1.5°C目標) ■Scope3 算定・削減 (特定の基準値はなし)

図表 9：通常 SBT 及び中小企業版 SBT の概要（2025 年 1 月 31 日更新）¹⁶

借入人が SBT 認定の取得を通じた GHG 削減目標の設定及び同目標の達成に向けた活動を行うことにより、借入人による GHG 排出量の削減が進むことが期待されることから、本 KPI は環境改善効果を有する。

<みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

前述の通り、みずほ銀行を含む〈みずほ〉においても、自らの GHG 排出の削減（Scope1・2）はもとより投融資を通じた排出（Scope3）の削減が推進されており、各業界・各企業に対して 2030 年時点の中間目標の設定及び 2050 年時点での排出量ネットゼロに向けたエンゲージメントや支援が進められている。本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し SBT 又は中小企業版 SBT に準ずる GHG 排出削減目標の設定が促されるとともに、設定された目標の達成に向けた取り組みを促されることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す前述の脱炭素に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略において重要である。

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI（KPI2、KPI3 及び KPI10）は、GHG 排出量算定のグローバルスタンダードである GHG プロトコルに準拠される予定であり、一貫した方法論（GHG プロトコル準拠）に基づく測定・定量化及びベンチマークが可能であるとともに、適用範囲等を含め定義は明確されている。

以上より、本 KPI（KPI2、KPI3 及び KPI10）は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから、有意義である。

¹⁶ グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム資料(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html)をもとに JCR 作成

■KPI4：RE100

■KPI5：再エネ 100 宣言 RE Action ※2025 年 4 月 18 日の意見を再掲

RE100 は、企業が自ら使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブであり、CDP とのパートナーシップのもと国際 NGO の The Climate Group 等によって 2014 年に設立された。日本の窓口は日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP) が担っている。

再エネ 100 宣言 RE Action は、RE100 の対象外となる中小企業等を対象としており、JCLP に加え、一般社団法人イクレイ日本、グリーン購入ネットワーク (GPN)、一般社団法人地球温暖化防止全国ネット、公益財団法人地球環境戦略研究機関等によって構成される一般社団法人再エネ 100 宣言 RE Action 協議会によって運営されている。

<借入人・企業における気候変動の取り組み・再生可能エネルギー導入の重要性>

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーであり、火力発電等で使用される化石燃料を代替することができる。International Energy Agency (IEA) の Net Zero Emissions by 2050 シナリオにおいても 2030 年に向けて太陽光発電と風力発電を急速に導入し、2030 年までに 4Gt-CO₂ を太陽光及び風力発電によって削減することを想定している。また、同シナリオにおいて、2030 年～2050 年の GHG 削減量のうち約 1/4 を電化による削減が占める。通常、電化した設備は電力系統から受電した電力で動作させるため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが重要になる。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4 割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2 割程度
火力		68.6%	3～4 割程度
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図表 10：第 7 次エネルギー基本計画における 2040 年度時点の電源構成の見通し¹⁷

日本政府は、GHG 排出削減目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入を有効な手段の一つと位置付けている。2025 年 2 月に閣議決定した「第 7 次エネルギー基本計画」においては、日本において従来から目標となっている 2050 年カーボンニュートラル (2020 年 10 月表明) の実現に向けた野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に 60%、73%削減 (いずれも 2013 年度比) することを目指すこととしている。再生可能エネルギーについては、2023 年度における電源構成比で約 23% まで拡大しているが、今後も S+3E (安全、安定供給、経済効率性、環境適合) を大前提としつつ、

¹⁷ 資源エネルギー庁 「第 7 次エネルギー基本計画」 (2025 年 2 月)

再生可能エネルギーの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。上述の目標達成に向けて、2040 年度における再生可能エネルギーの電源構成比率につき 4 割～5 割まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある¹⁸。

前述の通り、借入人である企業にとって GHG・CO₂ 削減に取り組むことの重要性は高まってきているが、それと同時に自らの使用電力を再生可能エネルギーで賄う必要性も高まっている。また、借入人が RE100 や再エネ 100 宣言 RE Action の活動を通じて再生可能エネルギーの導入率を高めることにより、借入人による GHG 排出量の削減が進むことが期待されることから、本 KPI は環境改善効果を有する。

<RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の概要>

RE100 は、前述の通り、企業が自ら使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブである。RE100 の加盟要件として年間消費電力量が 100GWh 以上等¹⁹の条件があり、一般に消費電力量が大きい大企業が対象となる。一方、前述の通り、近年ではサプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを目指す大企業が増加し、それに伴い取引先の中小企業に対しても対応要請が高まりを見せている。かかる状況下、RE100 の対象外となる日本の中小企業等が、自らの使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、日本の再生可能エネルギーへの移行を推進する枠組みとして、2019 年に「再エネ 100 宣言 RE Action」が発足した²⁰。

RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の参加要件の比較は下表のとおりである。また、RE100 では、追加性に関する要件として、運転開始日又はリパワリング日から起算して 15 年以内の電源からの調達が必要な旨を設定している²¹。すなわち、本 KPI を指標とした借入人の取り組みは、新たな再生可能エネルギー設備の増加を促すものであり、世界や日本の GHG 排出量削減目標の達成に貢献するものであると言える。

項目	RE100	再エネ 100 宣言 RE Action
対象企業	- 年間消費電力量が 100GWh 以上²²である企業 ※年間電力消費量が 100GWh 未満²³の企業でも、例外的に加盟できる可能性あり²⁴	特段なし
認定要件	- 以下の要件を満たす目標年を設定、宣言し、事業全体を通じた 100%再エネ化にコミットする、もしくは既に 100%再エネ化を達成していること －遅くとも 2050 年までに 100%再エネ化を達成 －2030 年までに 60%、2040 年までに 90%の中間目標を設定	- 遅くとも 2050 年までに使用電力を 100%再エネに転換する目標を設定し、対外的に公表すること ※中間目標の設定を推奨 - 再エネ推進に関する政策エンゲージメントの実施

¹⁸ 資源エネルギー庁 「エネルギー基本計画の概要」
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

¹⁹ グリーン・バリューチェーンプラットフォームを参照
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_04.html#RE100no00

²⁰ 再エネ 100 宣言 RE Action には、環境省もアンバサダーとして参加 (<https://www.env.go.jp/press/107313.html>)

²¹ RE100 が定める要件詳細は、RE100 「TECHNICAL CRITERIA」 (<https://www.there100.org/technical-guidance>) 参照

²² 2025 年 1 月末現在において、日本企業については、特例として 50GWh 以上に緩和されている

²³ 2025 年 1 月末現在において、日本企業については、特例として 50GWh 未満の条件が設定

²⁴ 環境省資料等によれば、①RE100 事務局が重視する地域/業種で主要な事業者であること、②RE100 事務局が重視する地域で政策提言に参加する意思があること、③グローバル又は国内で認知度・信頼度が高い、④主要な多国籍企業（フォーチュン 1000 又はそれに相当）、⑤その他、RE100 の目的に利する国際的・地域的な影響力を持つことの中から、1 つ上の特徴を有する場合には、例外的に加盟できる可能性が示唆されている

	・GHG プロトコルで定義される、全ての電力に関連するスコープ2 及び発電に係るスコープ1 を再エネ化すること ・グループ全体で加盟すること ※但し、親会社と明確に分離したブランドであり、1TWh 以上の年間消費電力量を満たす場合、例外的に子会社での加盟は可能	
進捗報告	・進捗報告は毎年、所定フォーマットで実施（主な記載内容は以下の通り） －企業情報 －目標（再エネ目標、戦略、ロードマップ） －実績（電力消費量、再エネ購入量、再エネ発電量） －第三者監査を推奨（目標未達成のペナルティなし）	・消費電力量、再エネ率等の進捗を毎年報告すること ※再エネの定義は RE100 基準に準じる

図表 11：RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の主要な参加要件の比較²⁵

<みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

前述の通り、みずほ銀行では、投融資を通じた排出（Scope3）の削減に取り組んでいるが、貸出ポートフォリオの中で、GHG 排出量の観点で主要な位置づけを占める、電力、石油・ガス、鉄鋼、自動車等を始めとする各産業において、各企業が、事業活動を通じた GHG 排出の削減を今後進めていく上で、再生可能エネルギーの導入促進も重要な施策の一つになることが想定される。

本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し RE100 又は再エネ 100 宣言 RE Action に準ずる再生可能エネルギー導入の目標設定が促されるとともに、設定された目標の達成に向けた取り組みを促されることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す前述の脱炭素に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略において重要である。

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI は、RE100 又は再エネ 100 宣言 RE Action のルールに則った目標設定や進捗管理が求められる。従って、一貫した方法論に基づく測定・定量化及びベンチマークは可能であり、適用範囲等を含め定義は明確にされていると判断できる。

以上より、KPI 4 及び KPI 5 は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

²⁵ 再エネ 100 宣言 RE Action ウェブサイト（<https://saiee.jp/about>）より JCR 作成

■KPI 6：えるぼし/プラチナえるぼし

■KPI 7：なでしこ/Next なでしこ共働き・子育て支援企業銘柄

えるぼし認定は、厚生労働省が女性の職業生活における活躍を推進する企業を評価・認定する制度であり、「女性活躍推進法」に基づいて 2016 年に創設された。一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組み状況が優良である等の一定の要件を満たした企業が認定を受ける制度である。プラチナえるぼし認定とは、えるぼし認定企業のうち取り組み状況が特に優良である等の要件を満たした場合に認定を受ける制度であり、2020 年に新設されている²⁶。

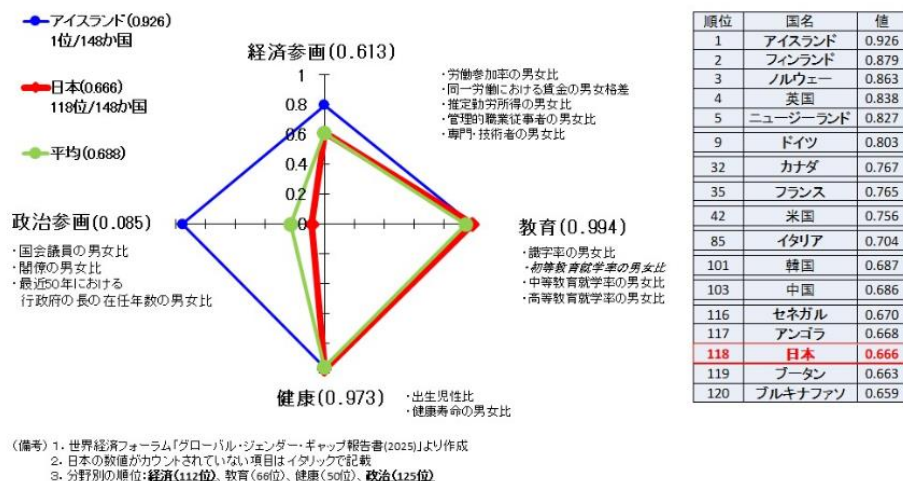
なでしこ銘柄とは、経済産業省と東京証券取引所が共同で 2012 年度より実施しており、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしている。なでしこ銘柄とは別に、「共働き・子育てを可能にする性別を問わない両立支援」に関する取組が特に優れた企業を、「Next なでしこ 共働き・子育て支援企業」として最大 20 社程度選定している²⁷。

以上より、KPI6 と KPI7 は、いずれも「女性活躍」を推進する制度である。KPI6 と KPI7 は「日本国内を主たる事業範囲の企業」に限定して適用される。

< 日本社会における女性活躍の状況 >

2015 年に国連サミットで採択された SDGs のなかで、5 番目のゴールとして「ジェンダー平等を実現しよう」が定められており、女性や女兒への差別と暴力の排除から、政治や経済での女性の参画や平等なリーダーシップの機会の確保などが掲げられている。

世界経済フォーラムが発表する指標として、「ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」が存在する。本指数は、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けされたものであり、0 が完全不平等、1 が完全平等を表している²⁸。2025 年 6 月に発表された結果では、日本は 148 か国中 118 位である。日本は、教育や健康の値は世界トップクラスである一方、政治と経済の値が低くなっている。



図表 12：日本のジェンダー・ギャップ指数（2025 年）²⁸

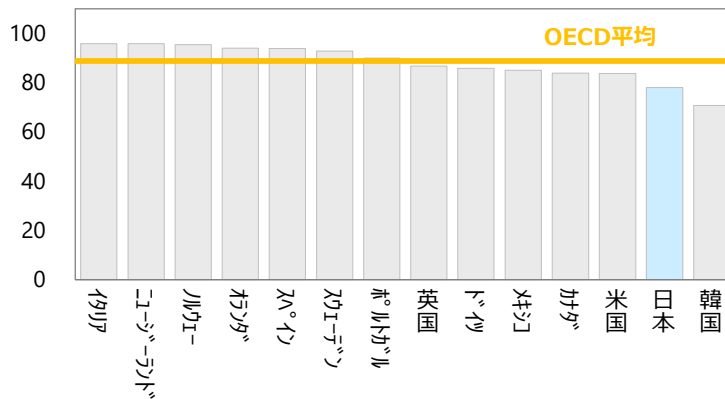
²⁶ 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

²⁷ 経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/nadeshiko.html>

²⁸ 内閣府 男女共同参画局ホームページ https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html

日本が経済分野の値が低い要因として、女性管理職比率の低さ（世界 130 位）、賃金格差（世界 83 位）、労働参加率の男女差（世界 80 位）等が挙げられる。

日本における男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にはあるものの、未だ課題は大きい。フルタイムという同一労働条件下での賃金において男女間で格差が存在することは、キャリア形成に関する男女間格差が存在する可能性を示唆している。日本は国際比較で OECD 平均を下回っていることも踏まえると、企業として本格差の是正・改善に向けた取り組みが必要な状況であると考えられる。



図表 13：フルタイム労働者の賃金（中央値）に係る男女格差（男性フルタイム労働者の中央値=100）²⁹

女性活躍の推進について、日本政府は「第 5 次男女共同参画基本計画」を 2020 年 12 月に閣議決定し、そのなかで「男女共同参画社会基本法」に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2030 年度末までの「基本認識」並びに 2025 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めている。また、2023 年 6 月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」において、東証プライム市場上場企業を対象として、「2030 年までに、女性役員の比率を 30%以上とすることを目指す」などの目標を掲げている。

< 借入人・企業における女性活躍の重要性 >

企業の中長期的な企業価値向上のためには、非連続的なイノベーションを生み出すことが重要であり、その原動力となるのは多様な個人の掛け合わせであることから、専門性や経験、感性、価値観といった知の経験のダイバーシティ & インクルージョンを積極的に取り込むことが必要とされている。

ダイバーシティ経営について、経済産業省は「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」と定義している。「多様な人材」とは、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観等の多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方等の多様性も含まれる。そして「多様な人材」が能力を発揮し新たな価値を生み出すために、一人ひとりが職場で尊重されたメンバーとして扱われていると認識している状態、すなわちインクルージョンが必要とされている。そして女性の活躍推進は、多様な視点によってイノベーションを促進して社会全体に活力をもたらすものであり、ダイバーシティ経営のために不可欠である。

²⁹ 内閣府 「男女共同参画白書」各年版をもとに JCR 作成

<えるぼし/プラチナえるぼしの概要>

前述の通り、えるぼし認定は、女性の活躍推進に関する取り組み状況が優良である企業が認定を受ける制度である。プラチナえるぼし認定とは、えるぼし認定企業のうち取り組み状況が特に優良である等の要件を満たした場合に認定を受ける制度である。

評価項目	基準概要
採用	①男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと） 又は ②直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること
継続就業	・直近の事業年度において、(i)と(ii)のどちらかに該当すること (i) 「女性労働者の平均継続勤続年数」÷「男性労働者の平均継続勤続年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること
労働時間等の働き方	・雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとにすべて45時間未満であること
管理職比率	①直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること 又は ②「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること
多様なキャリアアコース	・直近の3事業年度に、大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

図表 14：えるぼし認定の認定基準の概要³⁰

えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定は、上記基準等を鑑みると、同取得の過程で企業が女性活躍に関する数値目標を設定・改善することが求められるため、社会改善効果が発生する蓋然性は高いと考えられる。

³⁰ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の概要（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000594317.pdf>）より JCR 作成

<なでしこ/Next なでしこ共働き・共育で支援企業銘柄の概要>

前述の通り、なでしこ銘柄は、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを狙いとしている。なでしこ銘柄とは別に、「共働き・共育でを可能にする性別を問わない両立支援」に関する取組が特に優れた企業を、「Next なでしこ 共働き・共育で支援企業」として最大 20 社程度選定している。

		a.共通調査票 (Excel調査票)			b.なでしこ銘柄調査票 (Word調査票)
項目		①キャリア形成支援の推進状況	②共働き・共育で (両立支援) の推進状況	③経営戦略と紐付いた共働き・共育で (両立支援) に向けた取組	④経営戦略と紐付いた女性活躍に向けた取組
回答形態・設問数※1		定量・15問	定量・8問	定性選択式・7問	定性記述式・6問 (4700字)
応募パターン	両方	○	○ ※2	○ ※2	○
	なでしこ銘柄のみ	○	○	○	○
	Nextなでしこのみ	○ ※3	○ ※2	○ ※2	—

※1：設問数については、調査票における設問番号X.Xを1問としてカウント。

※2：Nextなでしこ 共働き・共育で支援企業の選定においては、②と③をより重点的に評価。

※3：最終的に企業価値向上につながる女性活躍のためには、共働き・共育で支援 (両立支援) のみならず、キャリア形成支援も両輪で行う必要があるため、回答は必須としています。

図表 15：なでしこ銘柄 (令和7年度) 応募パターンと応募内容³¹

なでしこ銘柄の調査票は「定量調査票」と「なでしこ銘柄調査票」で構成され、定量調査票では女性の役員比率など客観的な数値を回答し、なでしこ銘柄調査票では経営戦略との連携や成果に関する独自のストーリーを記述するものである。これらの情報を基に、「戦略性」「取組」「成果」「開示」の観点で企業の女性活躍推進への取り組みが総合的に評価され、選定企業が決定される。

また、経済産業省は、なでしこ銘柄取得企業の特徴を分析しており、「なでしこ銘柄」選定企業は意思決定層 (役員及び執行役員) に占める女性比率がその他の回答企業より概ね高く、その他の数値も改善傾向がみられる旨のレポートを公表している³²。

以上より、なでしこ銘柄、Next なでしこ共働き・共育で支援企業銘柄は、上記調査票、評価軸、及び経産省のレポート等を鑑みると、社会改善効果が発生する蓋然性は高いと考えられる。

<みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

〈みずほ〉は、「女性活躍推進法」に基づき、全社員が多様かつ柔軟な働き方を実現し、女性があらゆる階層で活躍していくための環境整備をめざすための行動計画を策定し、目標に向けて取り組んでいる。また、みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズは「人的資本経営インパクトファイ

³¹ 経済産業省 令和7年度「なでしこ銘柄」募集要項
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/r7bosyuyoryo.pdf>

³² 経済産業省 令和6年度「なでしこ銘柄」レポート
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/r6nadeshikoreport_r.pdf

ナンスフレームワーク」を2023年5月に策定し、取引先企業の持続的かつ安定的な成長を支援している。

本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し女性活躍に関する取り組みが促されることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す人的資本や女性活躍に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略において重要である。

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

KPI6 及び KPI7 は、厚生労働省や経済産業省といった公的機関が一貫性を持って認定制度として管理していることから、常に外部から検証されていると考えられる。

以上より、KPI6 及び KPI7 は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、女性活躍に関する社会改善効果の発生も期待されることから有意義である。

■KPI 8：くるみん/プラチナくるみん

くるみん認定制度とは、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる制度である。企業は、同認定を取得する為に、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、さらに計画に定めた目標を達成し情報公開等の基準を満たしている旨の申請を行う必要がある。くるみん認定は、仕事と家庭の両立ができる環境が企業に整備されているか否かを可視化することができる。くるみん認定を既に取得している企業を対象に、更に高い水準の取り組みを進めている企業への認定制度として、プラチナくるみん認定が存在する。なお、KPI8 は「日本国内を主たる事業範囲の企業」に限定して適用される。

<日本社会における子育て支援の重要性>

日本において少子化が進行しており、日本の 65 歳以上人口は、総人口 1 億 2,380 万人に対し、3,624 万人となり、その割合は 29.3 である（2024 年 10 月時点）。日本の合計特殊出生率は 1.15（2024 年）³³と過去最低となっている。2030 年代に入ると、日本の若年人口は現在の倍速で急減し、少子化は歯止めの利かない状況になることが予想されることから、2030 年代に入るまでの 6～7 年で少子化傾向を反転できるかどうかの重要性となっている。



図表 16：首相官邸 少子化対策の必要性³⁴

日本政府は、2023 年 12 月に「こども未来戦略」を策定しており、その基本理念として、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「すべての子どもと子育て世帯を切れ目なく支援する」の 3 本柱を掲げている。また同戦略を具体化するための「こども・子育て支援加速化プラン（2024 年度～2026 年度）」を策定し、2025 年 4 月から本格実施している。

少子化に起因する様々な社会課題の解決に向けては、誰もが子どもを育てられる環境づくりが重要となる。子育て世帯はそのほとんどが勤労世代であることを踏まえれば、就業者が子育てと就業を両立できる環境を企業が整備することは、少子化に起因する様々な社会課題の解決に資するものと考えられる。

³³ 令和 6 年（2024）人口動態統計（確定数）の概況 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei24/index.html>

³⁴ 首相官邸 令和 5 年 4 月 11 日 https://www.kantei.go.jp/jp/kodomokosodateiseisaku_kishida/index.html

<借入人・企業における子育て支援の重要性>

少子高齢化による労働力人口の減少が進むなかで、企業にとって働きやすい環境を整えることで優秀な人材を確保することが求められている。育児と仕事の両立が可能な職場は、従業員の安心感と忠誠心を高め、結果として、生産性の向上や職場の雰囲気改善にも寄与する可能性がある。日本政府は、企業に対して子育て支援制度の整備・拡充を促すため、くるみん認定制度を整備するのに加えて、くるみん認定制度を通じた助成金を中小企業に支給している。

<くるみん/プラチナくるみん>

くるみん認定の基準概要は、以下図表の通りである。

くるみん認定の基準概要	
1.	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2.	行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3.	策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4.	策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5.	次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
6.	計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
7.	計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月30時間未満であること。 (2) フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。 (3) 月平均の法定時間外労働が60時間以上の労働者がいないこと。
8.	次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 男性の労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9.	法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

図表 17：くるみん認定の認定取得基準の概要³⁵

³⁵ 次世代育成支援対策推進法関係リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/999zentai.pdf>) より JCR 作成

企業がくるみん認定を取得するためには、企業が「一般事業主行動計画」を策定するとともに、「男性の育児休業等取得率」や「女性の育児休業等取得率」のような数値目標を達成する必要があることから、社会改善効果が発生する蓋然性は高いと考えられる。

<みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

〈みずほ〉は、先述した女性活躍に加え、全ての社員に対して「仕事と育児の両立支援への取り組み」を実施している。看護休暇や短時間勤務制度等を中学校入学時まで取得可能とする等、時間や場所に制約されない柔軟な働き方を推進するために法定以上の制度を導入し、社員がライフステージに応じてキャリアを諦めずに両立ができるように取り組んでいる。また、みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズは「人的資本経営インパクトファイナンスフレームワーク」を2023年5月に策定し、取引先企業の持続的かつ安定的な成長を支援している。

本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し子育て支援の取り組みが促されることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す人的資本に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略において重要である。

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI は、公的機関が一貫性を持って認定制度として管理していることから、常に外部から検証されていると考えられる。

以上より、KPI8 は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、取引先において子育てに関する施策が推進されるといった社会改善効果の発生が期待されることから有意義である。

■KPI9：健康経営優良法人 ホワイト 500/ブライツ 500/ネクストブライツ 1000

健康経営とは「企業が従業員の健康を経営的視点で捉え、戦略的に実践することで、経営面でも大きな成果を期待できる考え方」であり、NPO 法人健康経営研究会が 2006 年に提唱した。「健康経営優良法人」は、企業の「健康経営」の取り組みを評価・顕彰する制度であり、経済産業省と日本健康会議が連携して運営している。なお、KPI9 は「日本国内を主たる事業範囲の企業」に限定して適用される。

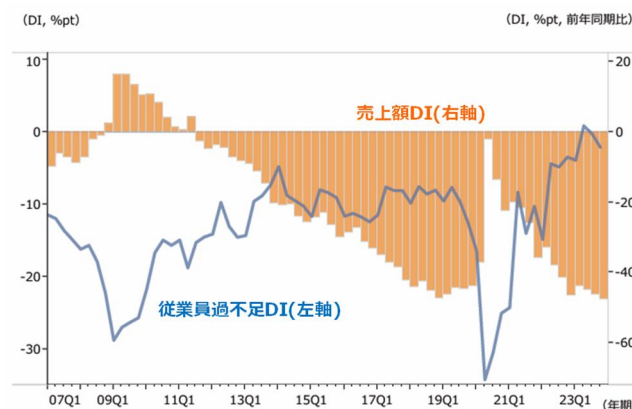
<日本社会における健康経営の重要性>

日本は、50 年以上にわたる国民皆保険制度並びに優れた日本の医療システムを通じて、世界一の健康長寿社会を実現している。日本の健康寿命は、男性 72.57 年、女性 75.45 年（2022 年）となっており、2010 年（男性 70.42 年、女性 73.62 年）と比べ、男女ともに延伸している³⁶。

日本政府は「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を推進している。2013 年度開始の「健康日本 21（第二次）」は開始 10 年目に最終評価報告書を取りまとめており、前述の健康寿命の延伸に加え、がん及び脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率の減少、低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制などの目標を達成している。一方、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少、睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少など悪化している項目も確認された。2024 年度から新たに開始した「健康日本 21（第三次）」は、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向けて、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを基本的な方向として取組を推進している³⁶。

<借入人・企業における健康経営の重要性>

中小企業の経営環境の観点からみると、売上げが回復基調にある一方で、人手不足感が徐々に強まっている。中小企業の売上額 DI 及び従業員数過不足 DI の推移を見ると、コロナ禍後の需要回復を受けて人手不足が引き続き深刻な経営課題として認識されているものと推察される。このことから、中小企業の持続的な発展に向けて、人手不足への対応策としての労働環境の整備が重要と考えられる。



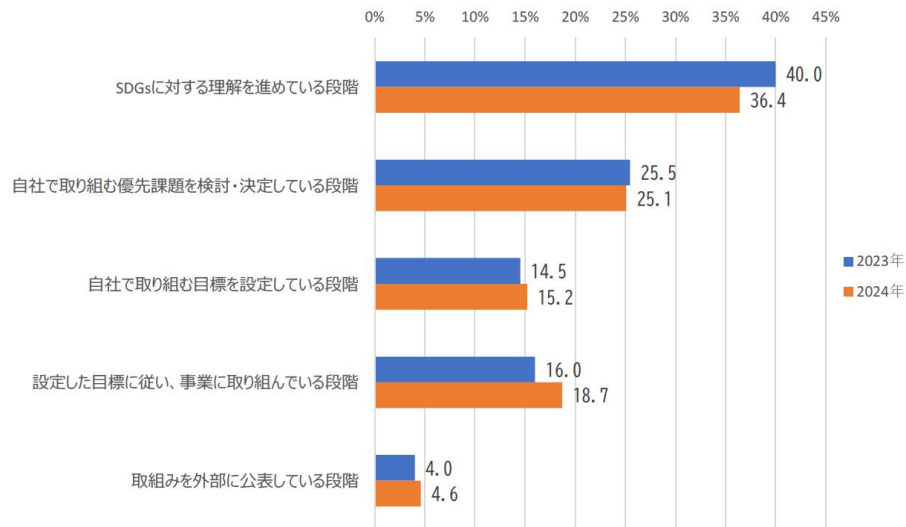
図表 18：中小企業の事業規模と従業員不足感の推移³⁷

³⁶ 外務省 持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的国別レビュー（VNR）2025

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/vnr/index2025.html>

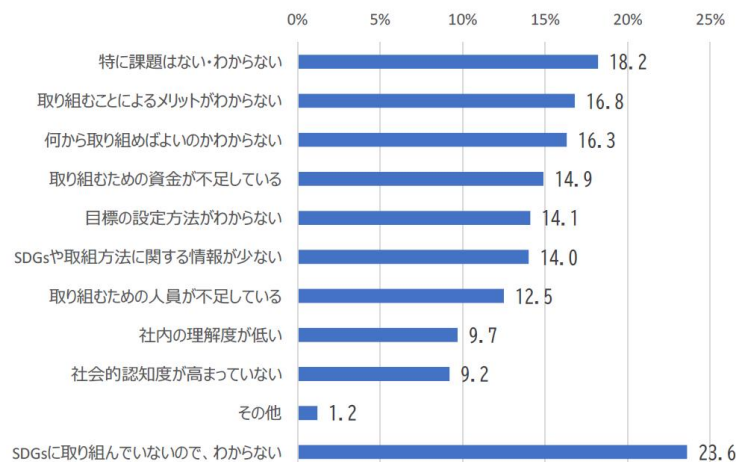
³⁷ 2024 年版「中小企業白書」をもとに JCR 作成

中小企業のサステナビリティ・SDGsに関する調査において、「SDGs に対する理解を進めている段階」と回答する企業が多く、優先課題の検討・決定や目標設定を進めている企業は着実に増加しているもののまだ多いとは言えないことから、中小企業の取り組みの更なる進展が期待される。



図表 19：中小企業 SDGs の取り組みに係る進捗状況³⁸

中小企業がSDGsの取り組みに向けた課題の調査結果として、「取り組んでいないのでわからない」「特に課題はない・わからない」「取り組むことによるメリットがわからない」「何から取り組めばよいかわからない」「取り組むための資金が不足している」等の回答が多く、優先順位やリソース等の面で課題を抱えている事が推察される。



図表 20：中小企業 SDGs の取り組みに向けた課題（複数回答）³⁸

健康経営は、従業員の健康維持・増進を通じて、人的資本（スキル・能力・健康）と社会関係資本（信頼・心理的安全性）を形成・蓄積するものであり、従業員等への健康投資を行うことで、従業員の健康に対する意識が向上し、ひいては従業員の活力向上、人材の定着率の向上、生産性の向上、及び組織の活性化等が実現されると考えられる。健康経営は、中小企業でも小規模な施策から始めることが可能であり、企業の持続可能性（サステナビリティ）を支える基盤となる。また、中小企業は、

³⁸ 中小基盤整備機構「中小企業のSDGs推進に関する実態調査（2024年）」
https://www.smrj.go.jp/research_case/questionnaire/fbrion0000002pjw-att/rvuad1000001oa2s.pdf

健康経営に取り組むことで、前述の人手不足の解消、従業員の定着率向上や採用力強化につながる。
健康経営は社会全体と企業の両方に相互的に好影響を与えるものと言える。



図表 21：健康経営・健康投資の定義・位置づけ³⁹

<健康経営優良法人 ホワイト 500/ブライト 500/ネクストブライト 1000>

健康経営優良法人認定制度の目的は、健康経営に積極的に取り組む法人を「見える化」することである。本制度は 2016 年度に創設され、企業規模に応じて「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の 2 部門が設けられている。大規模法人部門では、調査回答に基づいて評価され、上位 500 法人には「ホワイト 500」の冠が付与される。中小規模法人部門では、申請書の内容に基づき評価され、上位 500 法人には「ブライト 500」、501～1500 位には「ネクストブライト 1000」の冠が付与される⁴⁰。

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件		
				中小規模法人部門	小規模法人特例	
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須		
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置 (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須		
3. 制度 施策 実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須 ブライト500・ネクストブライト1000は左記①～⑮のうち13項目以上	健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上	
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)			左記①～③のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み			
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルステラシーの向上	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		左記④～⑦のうち1項目以上	
		ワークライフバランスの推進	④管理職または従業員に対する教育機会の設定			
		職場の活性化	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み			
		仕事と治療の両立支援	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み			
			⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み(③以外)			
	(3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的な対策	具体的な健康保持・増進施策	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み		左記⑧～⑮のうち4項目以上	
			⑨食生活の改善に向けた取り組み			
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み			
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み			
			⑫長時間労働者への対応に関する取り組み			
			⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			
		感染症予防対策	⑭感染症予防に関する取り組み		左記⑭～⑮のうち3項目以上	
			⑮喫煙率低下に向けた取り組み			
			受動喫煙対策に関する取り組み			
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント(自主申告) ※誓約事項参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須		

図表 22：健康経営優良法人 2025（中小規模法人部門）認定要件⁴¹

³⁹ 健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」"健康経営とは" <https://kenko-keiei.jp/about/>

⁴⁰ 経済産業省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

⁴¹ 健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」"申請に関する資料等について" "01 認定要件について" https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_cms/files/r6chu_ninteyoken.pdf

企業が「ネクストブライト 1000」以上の認定を取得するためには、認定要件のうち「1.経営理念・方針」「2.組織体制」及び「4.評価・改善」は必須で取り組んだうえで、「3.制度・施策実行」のほとんどに取り組む必要がある。したがって、企業が本 KPI に取り組むことにより、定量的な社会改善効果が発生する蓋然性は高いと考えられる。

<みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

〈みずほ〉は、社員一人ひとりの心身の健康維持・増進は、社員の生産性やエンゲージメントの向上につながり、意欲的な挑戦を促すために必要不可欠です。そのために〈みずほ〉では、社員が日々いきいきと働くことのできる組織の実現に向け、「身体的・精神的健康」「経済的健康」の両面からウェルビーイングを推進しており、健康経営戦略マップを通じて各種施策の効果を測りながら必要な打ち手を講じている。また、みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズは「人的資本経営インパクトファイナンスフレームワーク」を 2023 年 5 月に策定し、取引先企業の持続的かつ安定的な成長を支援している。

本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し健康経営の取り組みが促されることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す人的資本に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略において重要である。

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI は、公的機関が一貫性を持って認定制度として管理していることから、常に外部から検証されていると考えられる。

以上より、KPI9 は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、取引先における健康経営の推進といった社会改善効果の発生が期待されることから有意義である。

3. SPT の測定

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual (BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合) の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマークや外部参照値と比較可能であること、借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにあらかじめ定められた時間軸（目標年度等）に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

(2) SPT の測定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

みずほ銀行は、本フレームワークで SPT を設定しており、各々の SPT に関して詳細な定義をフレームワークや社内ルールとして定めている。JCR は、各 SPT の野心度について、日本・地域の過年度実績、国際イニシアティブの基準等と参照した結果、いずれの SPT の設定も野心的であると評価している。以下の SPT を設定している。

なお、各 SPT の詳細については、借入に応じて設定が異なること、みずほ銀行独自の基準で設定をしていること等から、本意見書においては開示しない。

みずほ銀行は、個別の SLL 組成に際し、借入人の特性、重要課題等を勘案し、あらかじめ定めた SPT の中から当該借入人において野心的と考えられる設定を行うこととしている。みずほ銀行は個別の SLL 実行時に、各 KPI と SPT を原則開示予定である。

JCR が野心度を確認するために使用したベンチマークは以下の通りである。

	各 SPT の概要	野心度を確認するためのベンチマーク
SPT1	CDP 気候変動	CDP 気候変動の評価基準、実績
SPT2	SBT	SBT の認定実績
SPT3	中小企業版 SBT	中小企業版 SBT の認定実績
SPT4	RE100	RE100 の認定実績
SPT5	再エネ 100 宣言 RE Action	再エネ 100 宣言 RE Action の実績
SPT6	えるぼし/プラチナえるぼし	えるぼし認定等の実績
SPT7	なでしこ/Next なでしこ共働き・共育て支援企業銘柄	なでしこ認定等の実績
SPT8	くるみん/プラチナくるみん	くるみん認定用の実績
SPT9	健康経営優良法人 ホワイト 500/ブライツ 500/ネクストブライツ 1000	健康経営優良法人等の実績
SPT10	Scope1+2 排出削減量	日本政府の目標

なお、みずほ銀行は、個別の SLL 組成に際して、借入人の開示情報及びヒアリングに基づき、借入人の直近 3 年程度の KPI/SPT の実績、SPT 達成に向けた計画等につき情報収集を行う。その上で、業種特性、経営計画、経営上重視している重要課題等を勘案し、あらかじめ定めた SPT の中から当該借入人において野心的と考えられる設定を行うこととしている。また、必要に応じて、第三者評価機関に対して個別に相談する方針であることについても、あわせて定められている。

また、みずほ銀行は、借入人が高い目標を設定した後、同目標を達成するために活動や施策を着実に行うことが重要と考えており、借入人の削減活動の支援も行う予定である。

(3) SPT 達成に向けた計画・取り組み

みずほ銀行は、借入人である借入人とのエンゲージメントを通じて、各 SPT の達成計画に関する事前ヒアリングを行う。また、SLL の進捗に留まらず、前述の通り、サステナビリティ経営の推進に向けて、幅広い事業課題について必要に応じてアドバイスも実施しながら、借入人の活動状況を年次で継続的にフォローすることが想定されている。

〈みずほ〉では、借入人の気候変動対策、脱炭素社会への移行支援を自身の重要な役割と認識しており、借入人の SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）の支援に向けて、2030 年に向けた着実なトランジション支援及び将来を見据えた取引先アクションの促進の 2 点に注力していく方針を示している。

〈みずほ〉は、脱炭素社会への移行に伴うビジネス機会を追求すべく、将来の産業構造転換につながる借入人の事業ポートフォリオ見直しやサプライチェーン転換、次世代技術の社会実装に向けた取り組みに対して、課題の認識から戦略の立案、具現化・事業化、実行段階のファイナンスに至るまで、金融・非金融の両面から一貫した支援を提供している。



図表 23：脱炭素社会への移行を支援するソリューション⁴²

一方、将来を見据えた取引先アクションの促進に関して、〈みずほ〉は、サステナブルな社会・経済の実現の鍵となるテーマとして、①水素、②カーボנקレジット、③インパクト、④サーキュラーエコノミーの 4 領域への取り組み強化を掲げており、各領域でワーキンググループを立ち上げ、ステークホルダーとの協働や新商品・ビジネス開発をグループ横断で推進している。また、開発・実証・商用化段階の技術・ビジネスモデル確立に向けたリスクマネー供給も積極的に行っており、2022 年 4 月に運用を開始したトランジション出資枠等の取り組みを進めている。

⁴² みずほ FG 「気候・自然関連レポート 2025」
https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate_nature_report_2025.pdf

(4) JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 つの観点に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトは、以下のとおり UNEP FI の定めるインパクト・エリア／トピックに幅広く該当している。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働
		データプライバシー	自然災害	
	健康および安全性			
	資源とサービスの入手可 能性、アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	食料	エネルギー
		健康と衛生	教育	移動手段
		コネクティビティ	文化と伝統	ファイナンス
	生計	雇用	賃金	社会的保護
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別
			その他の社会的弱者	
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		市民的自由
	健全な経済	セクターの多様性		零細・中小企業の繁栄
	インフラ			
	経済収束			
自然 環境	気候の安定性			
	生物多様性と	水域	大気	土壌
	生態系	生物種	生息地	
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物	

また、本フレームワークの SPT は、借入人に対して設定されるものであり、借入人各社の経営戦略に基づいて取り組むものであることから、様々な業種の企業において、事業全体にわたってのインパクト発揮が期待される。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワーク対象は借入人であるみずほ銀行の顧客層のうち、中堅・中小企業等を主たる対象として想定している。みずほ銀行の 2025 年 3 月末時点の貸出金残高 92 兆円のうち、中堅・中小企業等向け残高は約 3 割と相応の規模を有しており、みずほ銀行全体に対しても一定のインパクト創出が見込まれる。また、みずほ銀行の当該貸出金残高は、単独で大手地銀の総資産と同等かそれ以上の規模感を有しており、日本国内のマーケットにおいても大きなインパクトの発揮が期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、前述のとおり借入人である中堅・中小企業等が取り組むべきサステナビリティ推進等の経営課題の解決に資するものであり、顧客の生産性向上と競争力強化に繋がることが期待される。SPT の達成はみずほ銀行の 6 つのマテリアリティのうち、「産業発展とイノベーション」「環境・社会」に大きく寄与することから、みずほ銀行における戦略的意義も大きく、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち以下記載の目標・ターゲットに対して追加的なインパクトが期待される。

目標 5：ジェンダー平等を実現しよう



ターゲット 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

ターゲット 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに



ターゲット 7.2 2030 年までに、世界全体のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

目標 8：働きがいも 経済成長も



ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

目標 10：人や国の不平等をなくそう



ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

目標 13：気候変動に具体的な対策を



ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

4. 借入金の特性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するか等を確認する。

(2) 借入金の特性の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークにおける「借入金の特性」について、みずほ銀行が 2025 年 4 月に策定した時点から変更されていないことを確認している。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金の契約書類において、事前に設定された SPT が達成された場合に、金利条件が変化する仕組みが引き続き構築されていることを確認した。また、KPI の定義、SPT の設定についても契約書類に引き続き記載されることを確認した。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。

5. レポーティング・検証

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

(2) レポーティング・検証の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークにおける「レポーティング」について、みずほ銀行が 2025 年 4 月に策定した時点から変更されていないことを確認している。

みずほ銀行は、融資実行から完済まで少なくとも年 1 回、借入人毎に KPI における SPT の実績について引き続き状況確認を行う予定である。また、レポーティングについては、借入人が SPT の実績を借入人のホームページ又はその他の開示資料で開示するよう、みずほ銀行は借入人に引き続き働きかける予定である。

検証について、SPT のうち、数値目標である SPT 2 (SBT)、SPT 3 (中小企業版 SBT)、SPT 4 (RE100)、SPT 5 (再エネ 100 宣言 RE Action)、SPT10 (Scope1+2 排出削減量) の年次実績については、借入人が外部機関より第三者検証を受け、その検証内容も併せて報告される予定である他、検証結果は必要に応じて公開される。

認定制度である SPT 1 (CDP 気候変動)、SPT6 (えるぼし/プラチナえるぼし)、SPT7 (なでしこ/Next なでしこ共働き・共育で支援企業銘柄)、SPT8 (くるみん/プラチナくるみん)、SPT9 (健康経営優良法人 ホワイト 500/ブライツ 500/ネクストブライツ 1000) の実績 (取得状況) については、SPT が達成された場合には認定制度を営む外部機関のウェブサイトに掲載されることから、第三者検証と同等の機能が働くと考えられる。

以上から、全ての SPT の実績について、検証 (又は検証同等の仕組み) が実施される予定であることを JCR は確認した。

6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・深澤 優貴

本評価に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ 認定検証機関）
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録） ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル